

致死処分の状況(内訳、令和2年度～令和6年度)

(単位:頭)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 動物福祉等*1の 観点から行ったもの	犬	5	5	22	4	5
	猫	84	97	82	94	53
	その他*2	0	0	0	1	2
	小計	89	102	104	99	60
② 引取り・収容後死 亡したもの	犬	4	3	3	1	2
	猫	157	115	91	105	88
	その他*2	1	1	2	0	1
	小計	162	119	96	106	91
③ ①②以外の致死 処分	犬	0	0	0	0	0
	猫	0	0	0	0	0
	その他*2	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
合計		251	221	200	205	151

*1 動物福祉等の観点：苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育がきわめて困難と判断されるものについて実施

*2 その他：いえずさぎ、にわとり、あひる

*3 都においては、①動物福祉等の観点から行ったもの 及び ②引取り・収容後死亡したものを除く致死処分を殺処分と表現している。